

議員とかたろう会

行政区長等とかたろう会
令和6年11月5日～8日
各地区コミュニティ単位

本日の時間割り

- ① 挨拶：議長（2分）
- ② 議員自己紹介（3分）
- ③ 概要説明：委員長（7分）
- ④ 各常任委員会より報告（15分）
- ⑤ 対面式での意見交換（60分）
- ⑥ 閉会：副委員長（3分）

嬉野市議会の紹介

- **市議会議員は選挙でえられる市民の代表 定数16名**
- **任期 令和4年2月5日～令和8年2月4日**
- **議員報酬 31万円 県内20市町中16位 市では最下位**
- **男性議員 12名 女性議員 4名 で 嬉野町 13名 塩田町 3名**
- **定例会は3月、6月、9月、12月の4回開催 他臨時会**
- **一般質問:90分 毎回ほとんどの議員が質問**

市議会の構成

●議長、副議長（任期4年）

●常任委員会（任期2年）

①総務企画 6名 ②文教福祉 5名 ③産業建設 5名

●議会運営委員会（任期2年） 6名

●特別委員会

①議会活性化 ②議会広報編集（任期2年）各7名

③市庁舎検討(R4.3.18～)8名 ④議会ICT化の推進に係る(R5.3.17～)6名

議会のなかみ(概略)

- ▶ 年度ごとの予算、まちの活性化や教育、福祉などの生活全般に関することの案を市側(執行部)から提案
- ▶ 提案された案件(議案)を議会が各定例会、臨時会で慎重に審議・質疑し、決定(議決)する
- ▶ 議員個人が市側(執行部)に対し質問を行う(一般質問)

議員とかたろう会とは

議会基本条例の第6条

「議会は、市民への説明責任を果たし、市政全般にわたって市民と情報及び意見を交換するため、議会報告会を年1回以上行うものとする」と規定

議会報告会は『議員とかたろう会』という名称

議会での審議内容・報告や市民の方々との意見交換などを行う

議員とかたろう会での意見は取りまとめ市長に提出

また、今後の議会活動に活かしていく

今回、かたろう会の目的

★意見交換し議員を身近に感じて欲しい

★議会に関心を持ってもらいたい

そして、、、

選挙に行く（投票する）ことで、

自分の意見を梶野市の政治に反映してほしい!!

庁舎整備関連事業

総務企画委員会



新庁舎予想図



現塩田庁舎

庁舎整備関連事業

令和6年度の塩野市新庁舎建設工事関連事業費及び塩田庁舎等利活用関連予算として当初予算では**21億4,377万円**を計上。新庁舎に関しては建設工事、実施設計及び外構設計等を行います。

塩田庁舎等利活用に関しては、塩田庁舎等利活用検討委員会での協議及び基本計画を策定します。

塩野市新庁舎整備事業計画

令和 6年9月	第二庁舎解体工事完了
	工事発注（公告）
11月	入札（開札）
12月	本契約（議決後）
令和 7年1月	新庁舎工事着工
令和 8年6月	新庁舎工事竣工
10月	新庁舎開庁
	第一庁舎解体工事開始
令和 9年3月	第一庁舎解体完了
4月	外構Ⅰ区工事開始
10月	外構Ⅱ区工事開始
令和10年3月	全体工事完了

※現時点での想定スケジュール

＜庁舎面積＞ ※庁舎面積に倉庫・車庫は含まない
約5,760㎡ → 約**5,778**㎡
(倉庫・車庫約270㎡) → (倉庫・車庫約**237**㎡)

＜想定総事業費＞ ※本体工事費はZEB化費用含む
約50.5億円 → 約**54.6**億
(本体工事約41.1億円) → (本体工事約**41.4**億円)

＜工期＞
約16ヶ月 → 約**19**ヶ月
(令和8年3月末竣工) → (令和8年**6**月末竣工)

＜脱炭素の取組＞
※ZEB
Ready

＜階数・構造＞
4階・鉄骨造

＜本体工事の発注方針＞
一括発注（建築・電気・機械）

＜工事発注区分＞
本体工事と南側外構は**別発注**

※ZEB とはネット・ゼロ・エネルギー・ビル の略で、快適な室内環境を維持しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

嬉野市新庁舎事業の概要

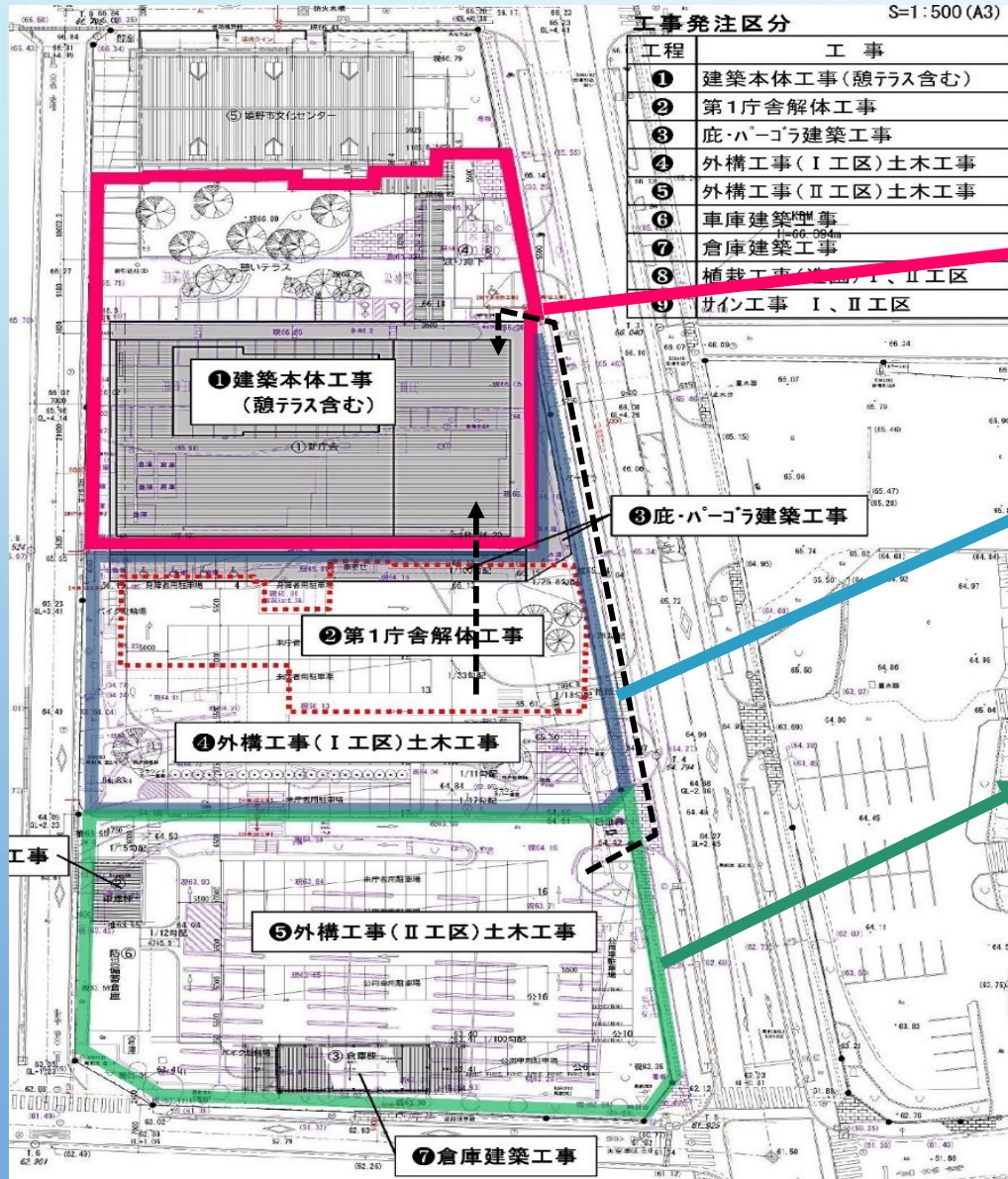
昨今の物価高騰の影響等により、当初予定よりも
事業費が上昇しました。
また、事業所等の働き方改革などの社会情勢を踏
まえて工期の延長等も行われました。

＜事業費の主な上昇要因＞

- ・昨今の急激な資材価格や労務費の高騰
- ・4週8休等働き方改革などによる工期延長
- ・安全性等に配慮した外構工事の分割発注

工事スケジュールの詳細

工事区分・整備順



1 建築本体工事 庁舎、憩テラス

R6~R8

2 外構工事 Ⅰ(上段) 第1庁舎解体工事 底、パ・ゴラ建築工事 外構工事

R8~R9

3 外構工事 Ⅱ(下段) 車庫建築工事 倉庫建築工事 植栽工事 サイン工事

R9

塩田庁舎等利活用の検討内容

- ・ 行政機能を残し庁舎窓口機能は総合窓口を想定する
- ・ 窓口の在り方等は新庁舎と合わせて検討を行っている
※新庁舎との連携はリモートによる相談等を検討中
- ・ 塩田庁舎周辺施設(公民館、図書館ほか)の機能再編を含めて委員会で検討する

児童手当

令和6年度制度改正について
(令和6年10月分から)

文教福祉常任委員会

改正のポイント

- ・所得制限の**撤廃**
- ・高校生年代まで**支給期間の延長**
- ・多子加算について**第3子以降は3万円**
(多子加算のカウント方法は、現在の高校年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について親等の経済的負担がある場合にカウント対象)

現行制度と**制度拡充後の比較 ①** (**令和6年10月分から**)

・支給対象

中学校終了までの国内に住所を有する児童(15歳到達後の最初の年度末まで)

・所得制限

所得制限あり

・支給対象

高校生年代までの国内に住所を有する児童(18歳到達後の最初の年度末まで)

・所得制限

所得制限なし

現行制度と制度拡充後の比較 ②

(令和6年10月分から)

・手当月額

3歳未満 一律 15,000千円

3歳～小学校終了まで

第1子、第2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学生 一律 10,000円

・手当月額

3歳未満

第1子、第2子 15,000円

第3子以降 30,000円

3歳～高校生年代

第1子、第2子 10,000円

第3子以降 30,000円

現行制度と制度拡充後の比較 ③

(令和6年10月分から)

・所得制限以上

なし

一律 5,000円

※いづれも所得超過者は支給なし

・支払期月

・支払期月

年3回(2月、6月、10月)

年6回(偶数月)

(各月までの4か月分を支払)

(各前月までの2か月分を支払)

※制度拡充後、最初の支払は

令和6年12月

制度改正により申請が必要となる場合(例)

- ・高校生(年代)のみを養育している。**

または現行制度の所得制限上限額を超過し、現在児童手当(特例給付)を受給していない人。

- ・児童手当(特例給付)を受給している人で、対象となる高校生(年代)の児童について、過去に嬉野市で児童手当を受給したことがない人。**

- ・第3子加算の算定基準となる大学生(年代)の生計費を負担している人。**

地域計画策定業務について

産業建設常任委員会



地域計画策定業務 990 万円を議会は可決しました

農業経営基盤強化促進法による 「地域計画」 の策定
令和 7 年 3 月までの委託料

事業の目的

地域計画とは、地域の 「農業の将来の在り方」 の計画及び農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図（目標地図）の作成により 10 年後の地域農業の設計図となる計画策定

事業内容

地域農業の将来の在り方として、利用する農地を目標地図に示すため地域で、出し手、受け手の徹底的な話し合いを行い地域計画と目標地図を作り上げていく事業。 地域計画の第1段階となる。

今から意見交換会になります。

各地区での問題や要望等の意見を出し合ってください。

後日、まとめて執行部(市長)へ提出します。

開かれた議会となるよう私たちも頑張ります。

本日はありがとうございました。